

指定管理者制度

地方自治法の一部改正により、地方自治体の公共施設の管理運営に指定管理者制度が設けられました。これを受けて、民間事業者を含めた幅広い団体が、市に代わって公共施設を管理運営できるようになりました。ここでは、指定管理者制度の概要と、制度を導入した公共施設について紹介します。

指定管理者制度って何？

指定管理者制度は、平成15年6月の地方自治法の一部改正により創設された新しい制度です。

これまで公共施設の管理は、市出資法人や公共的な団体し

か行うことができませんでした。この法改正で市出資法人

以外の民間事業者や団体なども、議会の議決を経て市が施設管理者に指定すれば（指定管理者、公共施設の管理ができるようになります）。

市は7月までに、43施設で指定管理者制度を導入してい

ます。

制度を導入する目的は？

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公共施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、サービスの向上と経費の節減を図ることができます。

対象となる公共施設は？

公の施設（公共施設）とは、地方自治法で「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」と定められています。

具体的には、文化施設、スポーツ施設、運動公園など皆さんが利用する公共施設のほとんどが対象となります。ただし、市役所の庁舎、支所、出張所は対象となりません。



市は議会の議決を経て、7月までに43施設で指定管理者制度を導入しました（写真は寄木児童館）

制度比較	指定管理者制度 【改正後】	管理委託制度 【改正前】
管理運営主体	民間事業者を含む幅広い団体（個人は除く）。議会の議決を経て指定される。	公共団体、公共的団体、市の出資法人などに限定
権限と業務の範囲	施設の管理に関する権限を指定管理者に委託して行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができる。地方公共団体は、管理権限の行使は行わず、必要に応じて指示などを行う。	地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務、業務の執行を行う。施設の管理権限・責任は、地方公共団体が有し、施設の使用許可権限は委託できない。
条例で規定する内容	指定管理者の指定手続き。指定管理者が行う管理の基準、業務範囲を規定	委託の条件、相手方などを規定
契約の形態	協定（指定管理者の指定は、地方自治法上の「契約」には該当しないため）	委託契約

施設利用料は変わるの？

公共施設の利用料は、条例で金額や上限が定められています。指定管理者のみの判断で自由に決定することはできないほか、管理委託制度から指定管理者制度になっても、一律に料金が値上げされたり、

頻繁に料金が変更されることはありません。

施設の利用方法は同じ？

施設利用の基本的な申し込み方法はこれまでと変更ありません。ただし、指定管理者は施設の使用許可なども行うことができることになったため、

適正な管理はできるの？

地方自治法では、次のような事項が定められているので、民間事業者が指定管理者となっても、市による一定の指示などの下、適正な管理を行っていきます。

① 指定管理者には、住民の平

等利用の確保や差別的扱いの禁止が法律上義務付けられて

います。

② 指定管理者の選定手続きは

条例で定め、指定管理者の指定は、あらかじめ議会の議決

が必要になります。

③ 指定管理者が行う業務の範囲や、施設の休館日、開館時間

使用許可の基準、使用制限の要件などは、条例で定めるこ

とになっています。

④ 指定管理者は毎年度終了後、

事業報告書を提出することになっ

ています。

⑤ 指定管理者が地方公共団体の

指示に従わないときは、必要に

に応じて、指定の取り消しなど

●指定管理者制度導入施設の一覧表

施設名	指定管理者	指定期間
いこいの村岩手体育館	㈱タカ・コーポレーション	H17.4.1～H20.3.31
苗代沢農村総合管理施設	沢目地域推進協議会	H16.7.1～H19.3.31
綿帽子温泉館	㈱安代産業振興公社	H18.4.1～H21.3.31
八幡平温泉館森乃湯	八幡平温泉開発㈱	H18.4.1～H21.3.31
松尾八幡平物産館	㈱松尾ふるさと振興公社	H18.4.1～H19.3.31
岩手山焼走り国際交流村	㈱コスモプラザ西根	H18.4.1～H21.3.31
八幡平市自然休養村	㈱松尾ふるさと振興公社	H18.4.1～H21.3.31
八幡平市自然休養村総合交流施設	松っちゃん市場販売組合	H18.4.1～H21.3.31
安代林業センター	㈱安代産業振興公社	H18.4.1～H21.3.31
松尾憩の家	㈱松尾ふるさと振興公社	H18.4.1～H21.3.31
西根デイサービスセンター	㈱西根会	H18.4.1～H21.3.31
西根北部デイサービスセンター	㈱西根会	H18.4.1～H21.3.31
松尾デイサービスセンター	㈱みちのく協会	H18.4.1～H21.3.31
安代デイサービスセンター	㈱安代会	H18.4.1～H21.3.31
八幡平市生活支援ハウス	㈱安代会	H18.4.1～H21.3.31
西根福祉の家	㈱八幡平市社会福祉協議会	H18.7.1～H21.3.31
安代福祉センター	㈱八幡平市社会福祉協議会	H18.7.1～H21.3.31
松野児童館	㈱八幡平市社会福祉協議会	H18.7.1～H21.3.31
寄木児童館	㈱八幡平市社会福祉協議会	H18.7.1～H21.3.31
柏台児童館	㈱八幡平市社会福祉協議会	H18.7.1～H21.3.31
友好都市交流促進センター	㈱松尾ふるさと振興公社	H18.7.1～H21.3.31
細野地区農村婦人の家	細野自治公民館	H18.7.1～H21.3.31
細野地区農作業準備休憩施設	豊畑公民館	H18.7.1～H21.3.31
横間地区農作業準備休憩施設	八幡ましら郷土づくり協議会	H18.7.1～H21.3.31
星沢地区農村環境管理施設	星沢自治公民館	H18.7.1～H21.3.31
西根地区体育館	㈱八幡平市体育協会	H18.7.1～H21.3.31
三ツ森グラウンド	㈱八幡平市体育協会	H18.7.1～H21.3.31
市総合運動公園多目的運動広場	㈱八幡平市体育協会	H18.7.1～H21.3.31
市総合運動公園野球場	㈱八幡平市体育協会	H18.7.1～H21.3.31
市総合運動公園体育館	㈱八幡平市体育協会	H18.7.1～H21.3.31
松尾地区体育館	㈱八幡平市体育協会	H18.7.1～H21.3.31
松尾テニスコート	㈱八幡平市体育協会	H18.7.1～H21.3.31
松尾相撲場	㈱八幡平市体育協会	H18.7.1～H21.3.31
松尾柔剣道場	㈱八幡平市体育協会	H18.7.1～H21.3.31
松尾B&G海洋センター	㈱八幡平市体育協会	H18.7.1～H21.3.31
松尾総合運動公園多目的運動場	㈱八幡平市体育協会	H18.7.1～H21.3.31
松尾総合運動公園多目的屋内運動場	㈱八幡平市体育協会	H18.7.1～H21.3.31
安代グラウンド	㈱八幡平市体育協会	H18.7.1～H21.3.31
矢神飛躍台	㈱八幡平市体育協会	H18.7.1～H21.3.31
田山グラウンド	㈱八幡平市体育協会	H18.7.1～H21.3.31
矢神体育館	㈱八幡平市体育協会	H18.7.1～H21.3.31
安代地区体育館	㈱八幡平市体育協会	H18.7.1～H21.3.31
田山射撃場	市ライフル射撃・バイアスロン協会	H18.7.1～H21.3.31



市体育協会は、市総合運動公園体育館など17体育施設の指定管理者になりました